

第3次

# 甲斐市 地域福祉活動計画





## はじめに

甲斐市社会福祉協議会では、このたび令和4年度からの地域福祉推進の具体的な行動指針となる「第3次地域福祉活動計画」を策定し、基本理念は引き続き「人と人がつながり安心して暮らせる福祉のまちづくり」としました。

少子高齢化や人口減少が進み、ライフスタイルや家族構成の変化、地域におけるつながりの希薄化などにより、地域福祉を取り巻く環境は変化しています。そのため、住民の地域社会への関心の低下や多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、現在の社会保障や公的な福祉サービスだけでは対応が困難な状況となってきました。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、国においては、地域住民や地域の多様な団体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そうした中で、本計画では基本目標として

- ・未来へ「つなぐ」地域で支え合う絆づくり
- ・地域が「つながる」誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
- ・社会に「つなげる」自分らしい生活ができる環境づくり

の三本の柱を設定しました。

子どもから高齢者まで、障がいの有無や家族構成にかかわらず「つながり」を創り、大切に育てるとともに、地域の支え合いや助け合いの輪を拡げながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進していくこととしています。

そのためには、市民の皆様をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉事業者や医療機関、学校、企業など様々な団体と社会福祉協議会や行政が、適切な役割分担のもとに連携協働し取り組んでいく必要があります。引き続き皆様のご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員会、貴重なご意見をいただいた関係各団体、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 甲斐市社会福祉協議会  
会長 進藤 一徳





# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画策定の方法 .....	3
<b>第2章 甲斐市の現状</b> .....	<b>4</b>
1. 統計データにみる現状 .....	4
2. アンケート調査にみる現状 .....	9
3. 第2次計画の評価 .....	18
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>24</b>
1. 基本理念 .....	24
2. 基本目標 .....	24
3. 施策の体系 .....	25
<b>第4章 推進施策</b> .....	<b>26</b>
基本目標1 未来へ「つなぐ」地域で支え合う絆づくり .....	26
基本目標2 地域が「つながる」誰もが安心して暮らせる仕組みづくり .....	30
基本目標3 社会に「つなげる」自分らしい生活ができる環境づくり .....	32
<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>34</b>
1. 計画の推進体制 .....	34
2. 計画の点検・評価 .....	34
<b>資料編</b> .....	<b>35</b>
1. 事業一覧表 .....	36
2. 策定の経過 .....	41
3. 第3次地域福祉活動計画策定委員名簿 .....	42
4. 第3次甲斐市地域福祉活動計画職員ワーキング部会名簿 .....	43
5. 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	44



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

少子高齢化が進行するなか、ライフスタイルや家族の在り方の変化、単身高齢者世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化等、地域福祉を取り巻く環境は変化しています。そのため、住民の地域社会への関心の低下や、多様化・複雑化する住民の福祉ニーズに対して現在の社会保障や公的な福祉サービスだけでは対応が困難な状況となっています。

このような中、国においては、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を目指すこととしています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進組織の中核として、一層の地域福祉の増進に努めていく必要があります。そのためには、地域住民同士の活動を活発にするとともに、行政のサービスと組み合わせ、行政だけでは解決できない地域福祉の問題を地域全体で解決することを目指した地域づくりを進めていく必要があります。

甲斐市社会福祉協議会においては、平成28年3月に「人と人がつながり安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とする「第2次甲斐市地域福祉活動計画」を策定し、福祉のまちづくりを推進してきました。

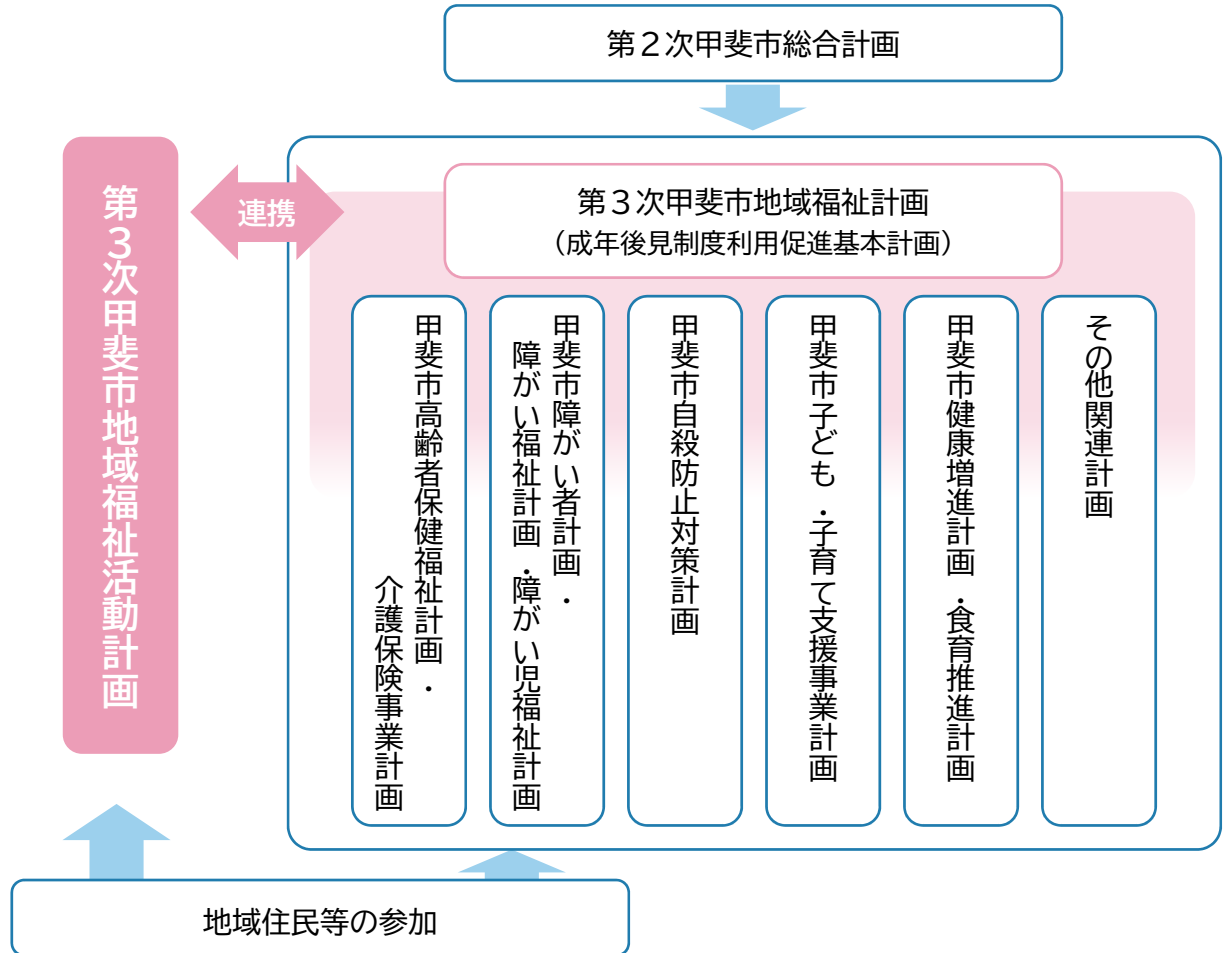
この度、地域共生社会の実現を目指すとともに、甲斐市や関係機関と連携して地域福祉のより一層の充実を図るために、「第3次甲斐市地域福祉活動計画」を策定します。



甲斐市社会福祉協議会（敷島保健福祉センター）

## 2. 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条で定められる市町村社会福祉協議会が、地域福祉を推進する目的で策定する計画です。本計画は社会福祉協議会の活動指針であり、社会福祉協議会は地域福祉の主な推進役であることから、甲斐市の策定する「第3次甲斐市地域福祉計画」との整合を図りながら策定します。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度として、令和8年度までの5年間とします。ただし、国や山梨県、甲斐市の動向を踏まえ、社会情勢が大きく変化した際には必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

実施主体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
甲斐市社会福祉協議会	第3次甲斐市地域福祉活動計画					次期計画	
甲斐市	第3次甲斐市地域福祉計画					次期計画	



## 4. 計画策定の方法

### (1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、住民の意識や考え、要望などを把握し、基礎資料とすることを目的に甲斐市地域福祉計画のアンケート調査の中で実施しました。

#### 【調査設計】

項目	内 容
調査対象	甲斐市内在住18歳以上
調査方法	郵送配布・郵送回収
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和3年6月1日（火）から令和3年6月28日（月）まで

#### 【回収結果】

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000票	1,152票	1,152票	57.6%

### (2) 計画策定委員会の開催

本計画を策定するにあたり、住民の意見が反映されるよう、「第3次甲斐市地域福祉活動計画策定委員会」を開催し、検討を行いました。

### (3) 関係団体ヒアリングの実施

令和3年8月から9月の期間で、甲斐市老人クラブ連合会・ボランティア協議会・4つの障害者関係団体に対して関係団体ヒアリングを実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

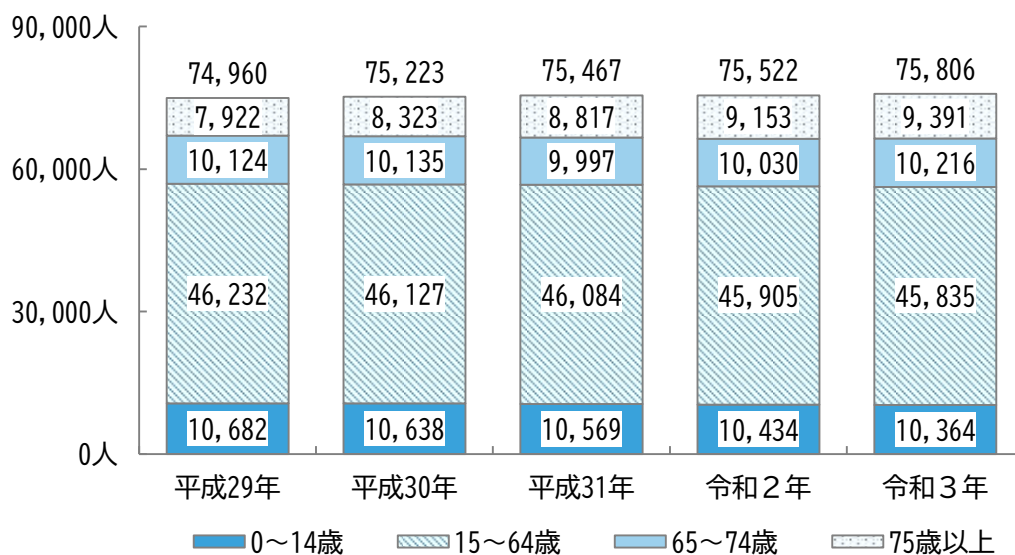
計画素案の段階で、幅広く住民より意見を募集し、計画への反映に努めるため、パブリックコメントを行いました。

項目	内 容
実施期間	令和4年1月12日（水）から令和4年2月8日（火）まで
意見の提出方法	指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール
提出された件数	0人（0件）

## 第2章 甲斐市の現状

### 1. 統計データにみる現状

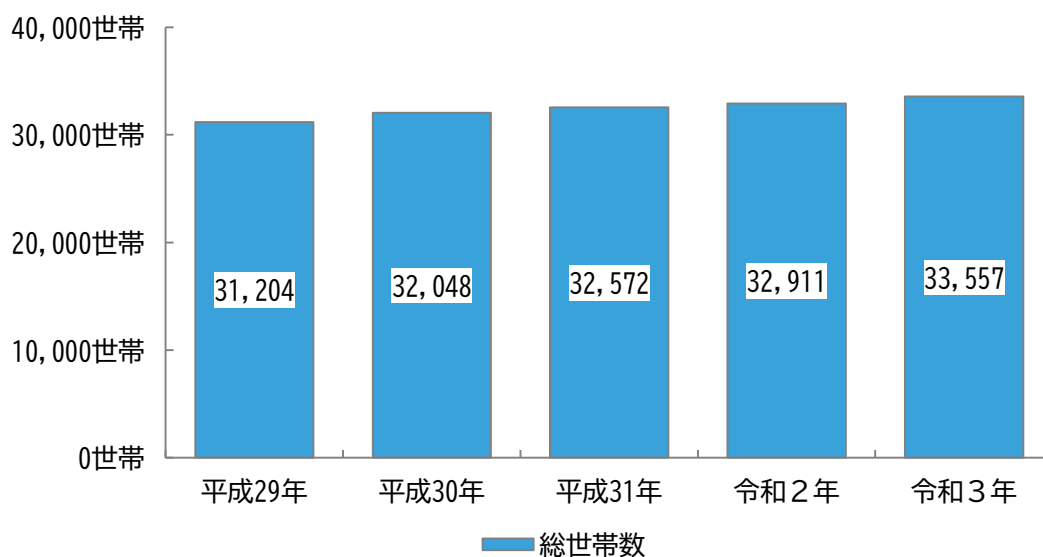
#### (1) 年齢別人口の推移



参考資料【地区別人口集計表…甲斐市】（3月末日現在）

本市の令和3年の総人口は、75,806人で増加傾向にあります。平成29年以降の推移をみると、0～14歳、15～64歳が減少傾向にある一方、65～74歳、75歳以上は増加傾向にあります。

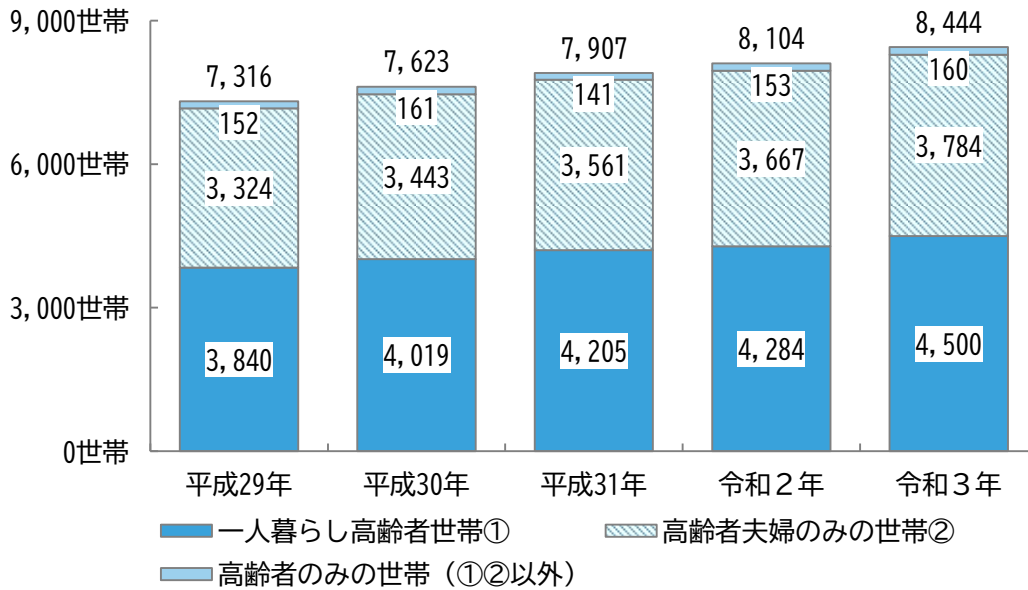
#### (2) 総世帯数の推移



参考資料【高齢者福祉基礎調査…山梨県】（4月1日現在）

本市の令和3年の総世帯数は、33,557世帯で増加傾向にあります。

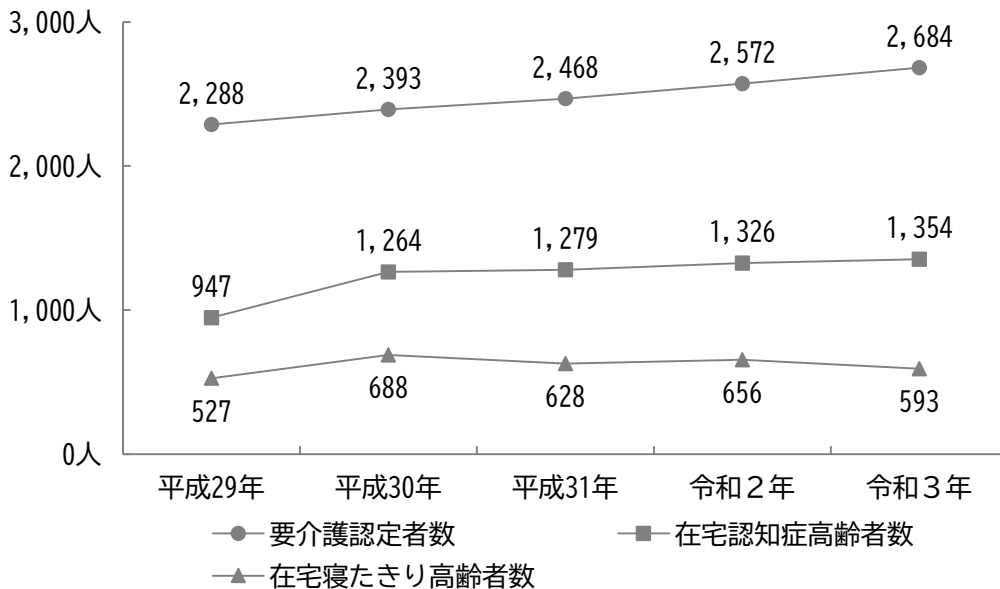
### (3) 高齢者の世帯構成の推移



参考資料【高齢者福祉基礎調査…山梨県】(4月1日現在)

本市の令和3年の高齢者の世帯構成は、一人暮らし高齢者世帯①が4,500世帯、高齢者夫婦のみの世帯②が3,784世帯、高齢者のみの世帯(①②以外)が160世帯です。平成29年以降の推移をみると、一人暮らし高齢者世帯①、高齢者夫婦のみの世帯②は増加傾向にあります。

### (4) 介護認定者数の推移

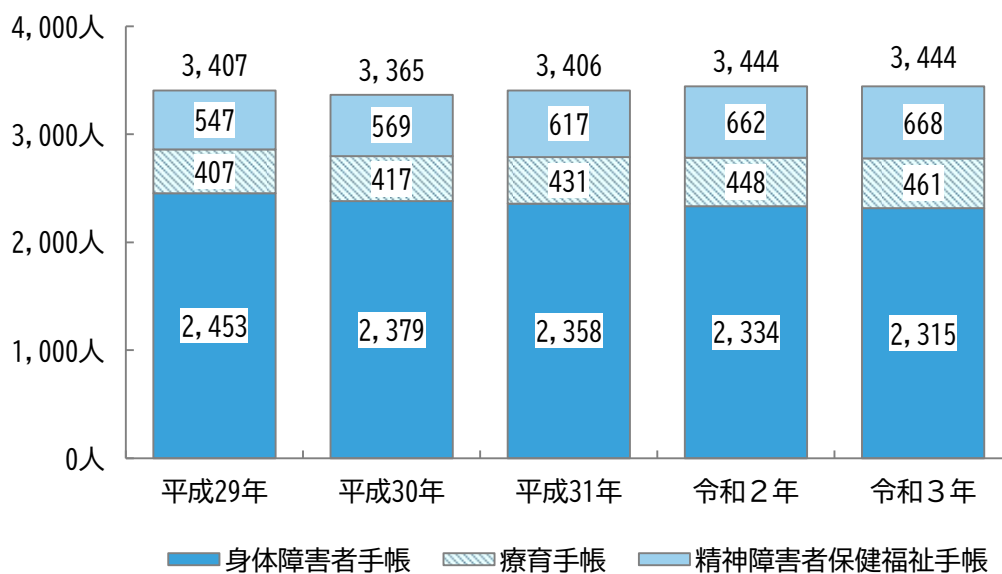


参考資料【高齢者福祉基礎調査…山梨県】【令和2年版行政資料集】(4月1日現在)

※令和3年のみ甲斐市高齢者支援担当部署の資料

本市の令和3年の介護認定者数は、要介護認定者数が2,684人で増加傾向にあります。また、在宅認知症高齢者数は1,354人と微増し、在宅寝たきり高齢者数は593人とほぼ横ばいです。

## (5) 障害者手帳所持者の推移

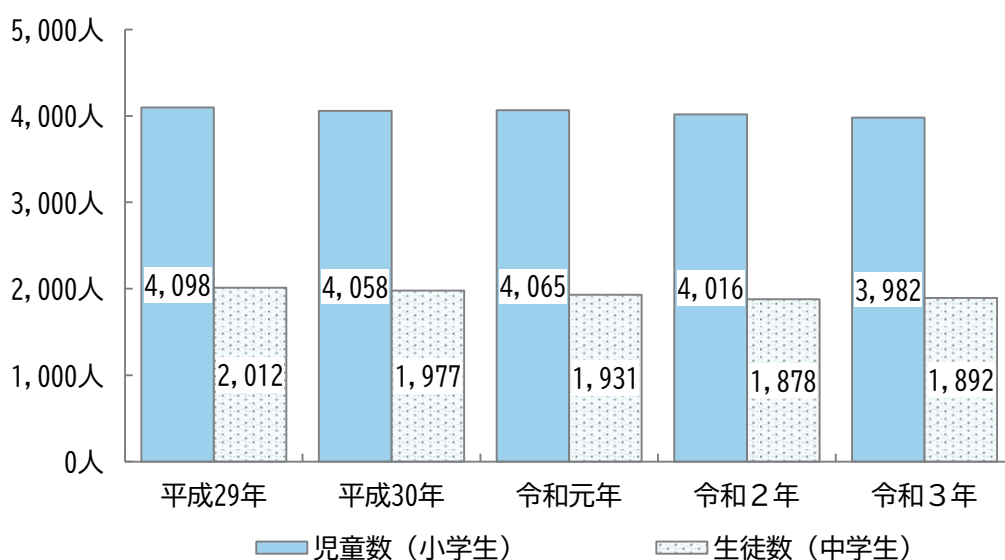
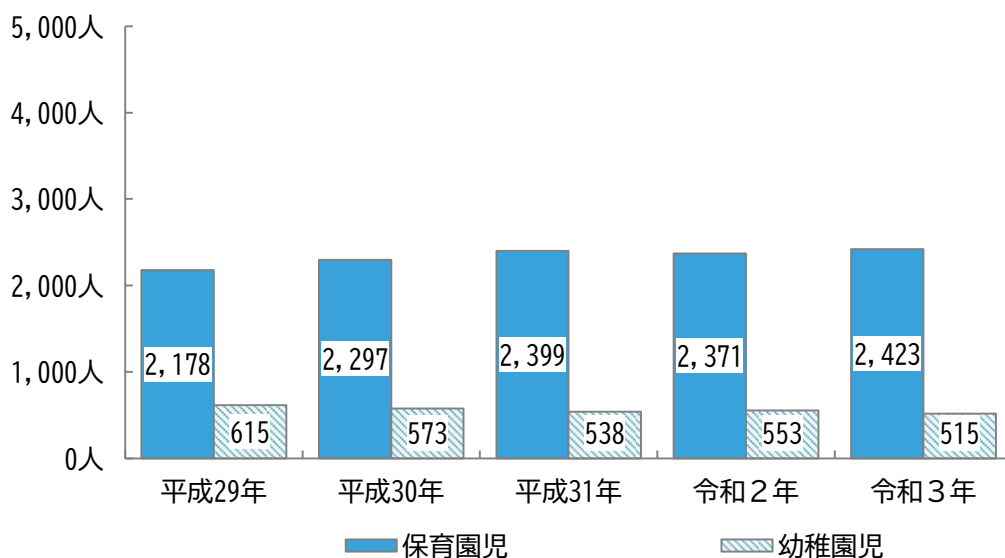


参考資料【第6期障がい福祉計画…甲斐市】【行政資料集】（4月1日現在）

本市の令和3年の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数が2,315人、療育手帳所持者数が461人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が668人で合計3,444人です。平成29年以降の推移をみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



## (6) 園児・児童・生徒数の推移

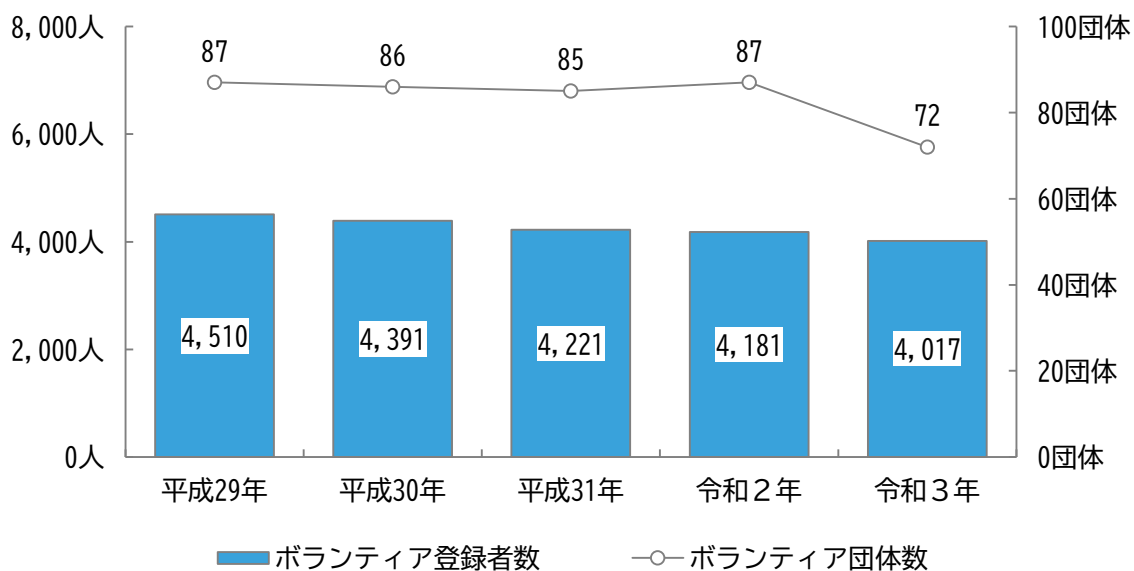


参考資料【甲斐市子育て支援担当部署 内部資料】(4月1日現在)

【小中学校児童生徒数一覧】(5月1日現在)

本市の令和3年の園児・児童・生徒数は、保育園児が2,423人、幼稚園児が515人、児童数(小学生)が3,982人、生徒数(中学生)が1,892人で合計8,812人です。平成29年以降の推移をみると、幼稚園児、児童数(小学生)、生徒数(中学生)が減少傾向にある一方、保育園児は増加傾向にあります。

## (7) ボランティア登録者数の推移



参考資料【甲斐市社会福祉協議会調】（4月1日現在）

本市の令和3年のボランティア登録者数と団体数は、ボランティア登録者数が4,017人、団体数が72団体といずれも減少傾向にあり、令和3年でボランティア登録数と団体数ともに過去5年で最も少なくなっています。



## 2. アンケート調査にみる現状

※基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。  
 ※比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。  
 そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。  
 ※複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

### (1) 属性

問 あなたの性別についてお伺いします。(○は1つだけ)

	全体	男性	女性	無回答
件数	1,152	492	633	27
割合	100.0	42.7	54.9	2.3

問 あなたの年齢は次のうちどれにあてはまりますか。(○は1つだけ)

	全体	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳
件数	1,152	18	130	139	196	180
割合	100.0	1.6	11.3	12.1	17.0	15.6

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	無回答
件数	91	108	137	80	66	7
割合	7.9	9.4	11.9	6.9	5.7	0.6

問 あなたのご職業等を教えてください。(○は1つだけ)

	全体	会社員・ 公務員・ 団体職員 (正規雇用)	パート・ アルバイト・ 派遣社員	自営業	農業
件数	1,152	412	213	70	15
割合	100.0	35.8	18.5	6.1	1.3

	専業主婦 (主夫)	学生	無職	その他	無回答
件数	147	35	221	30	9
割合	12.8	3.0	19.2	2.6	0.8

問 あなたの世帯構成はどのようになっていますか。(○は1つだけ)

	全体	一人暮らし	夫婦のみ	2世代 が同居 (親と子 など)	3世代 が同居 (親と子と 孫など)	その他	無回答
件数	1,152	105	340	569	91	38	9
割合	100.0	9.1	29.5	49.4	7.9	3.3	0.8

問 あなたのお住まいの地区はどちらですか。(○は1つだけ)

	全体	竜王地区	敷島地区	双葉地区	無回答
件数	1,152	596	323	225	8
割合	100.0	51.7	28.0	19.5	0.7

問 あなたは甲斐市(旧3町としての期間を含む)に通算でどのくらいお住まいですか。(○は1つだけ)

	全体	1年未満	1年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年～ 20年未満
件数	1,152	34	96	87	163
割合	100.0	3.0	8.3	7.6	14.1

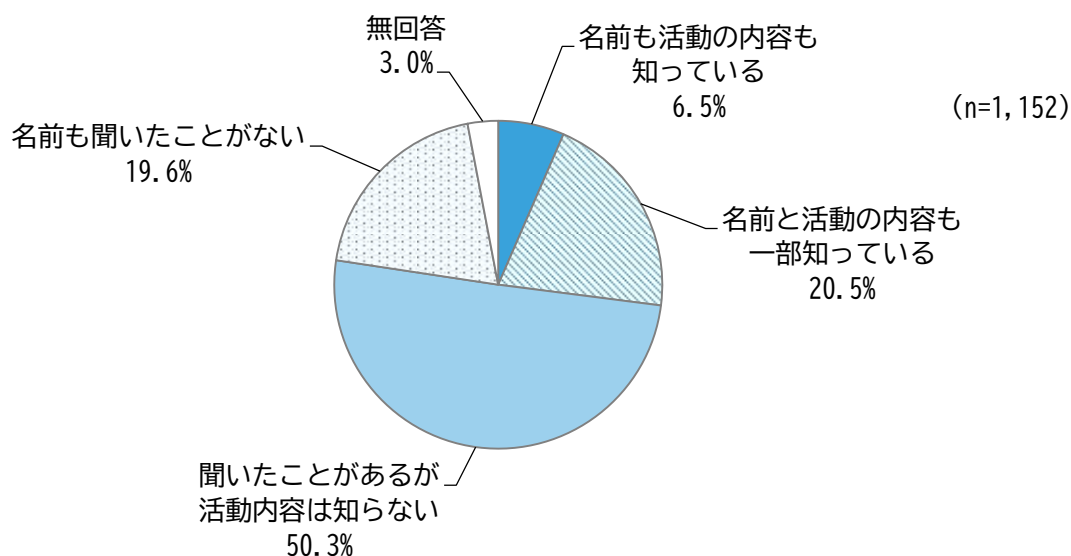
  

	20年～ 30年未満	30年～ 40年未満	40年以上	無回答
件数	215	237	316	4
割合	18.7	20.6	27.4	0.3

## (2) 甲斐市社会福祉協議会の認知

問 あなたは甲斐市社会福祉協議会をご存知ですか。(○は1つだけ)

「名前も活動の内容も知っている」が6.5%、「名前と活動の内容も一部知っている」が20.5%、「聞いたことがあるが活動内容は知らない」が50.3%、「名前も聞いたことがない」が19.6%となっています。



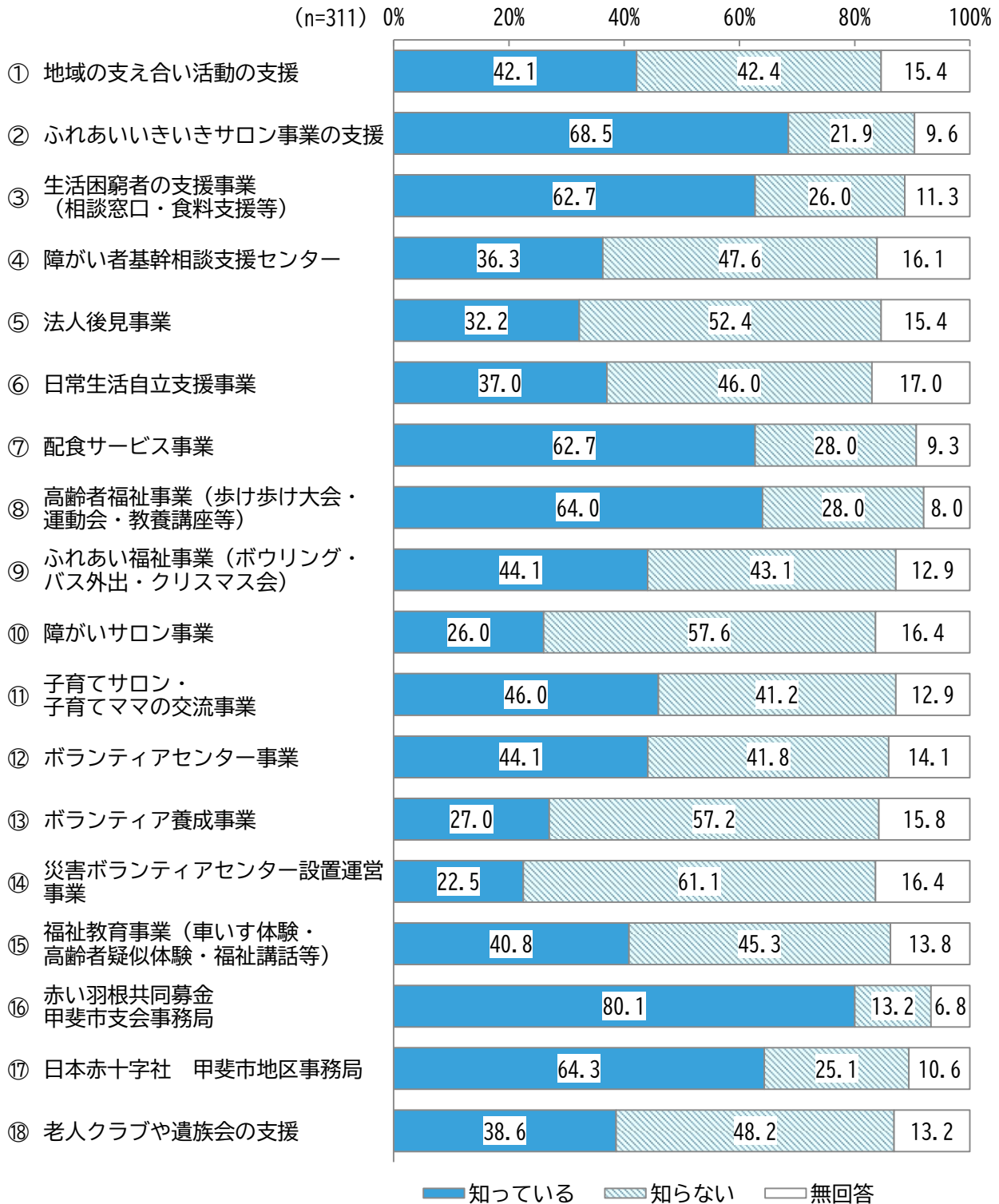


### (3) 甲斐市社会福祉協議会の地域福祉活動の認知

前問で「1. 名前も活動の内容も知っている」「2. 名前と活動の内容も一部知っている」と答えた人のみ

問 あなたは甲斐市社会福祉協議会の地域福祉活動でどのような活動をご存知ですか。

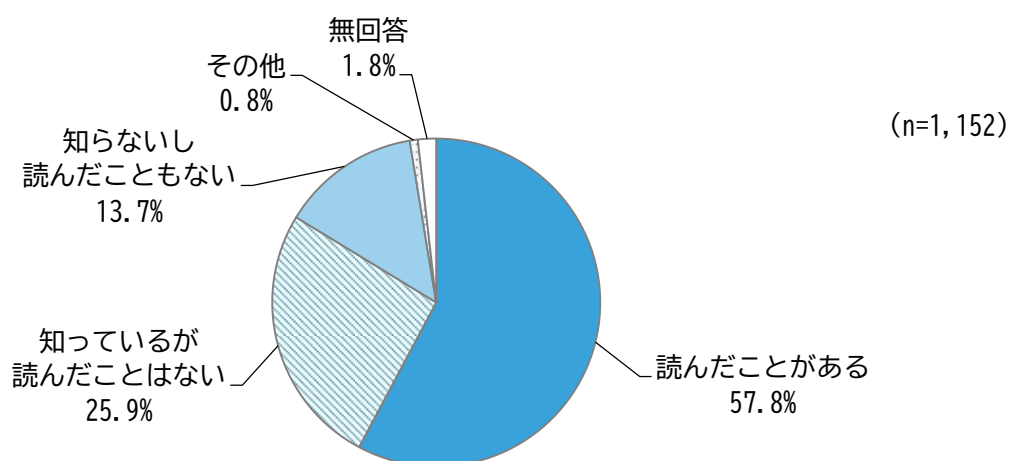
「知っている」の割合が最も多いのは『⑩赤い羽根共同募金 甲斐市支会事務局』(80.1%)、「知らない」の割合が最も多いのは『⑭災害ボランティアセンター設置運営事業』(61.1%) などとなっています。



#### (4) 甲斐市社協だよりを読んだことがあるか

問 あなたは甲斐市社協だより「かがやき」を年4回、市広報と一緒に各戸に配布していますが読んだことがありますか。(○は1つだけ)

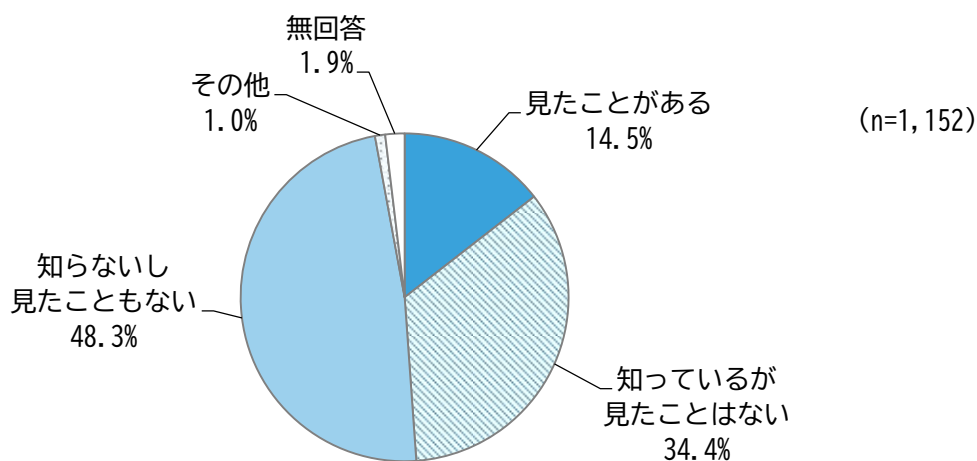
「読んだことがある」が57.8%、「知っているが読んだことはない」が25.9%、「知らないし読んだこともない」が13.7%などとなっています。



#### (5) 甲斐市社会福祉協議会のホームページの閲覧

問 あなたは甲斐市社会福祉協議会の「ホームページ」を見たことがありますか。(○は1つだけ)

「見たことがある」が14.5%、「知っているが見たことはない」が34.4%、「知らないし見たこともない」が48.3%などとなっています。

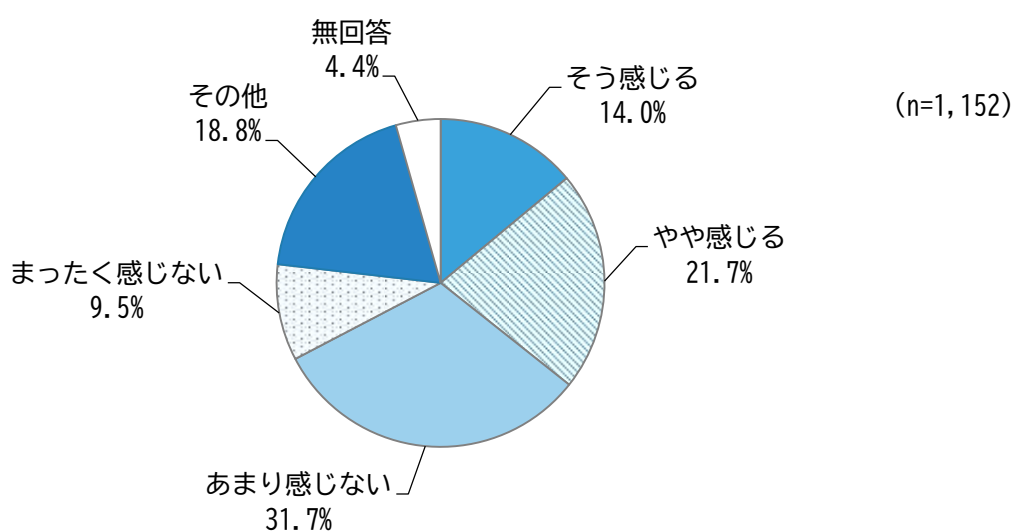


## (6) 社協会費は有効に活用されていると感じるか

問 甲斐市社会福祉協議会において年1回社協会費を住民のみなさまから一般会員として納めていただいています。この社協会費は地域福祉事業（ボランティア活動の推進や福祉教育・生活困窮者等の食料支援・法人後見等）の運営費として役立たせていただいております。社協会費は有効に活用されていると感じますか。

(○は1つだけ)

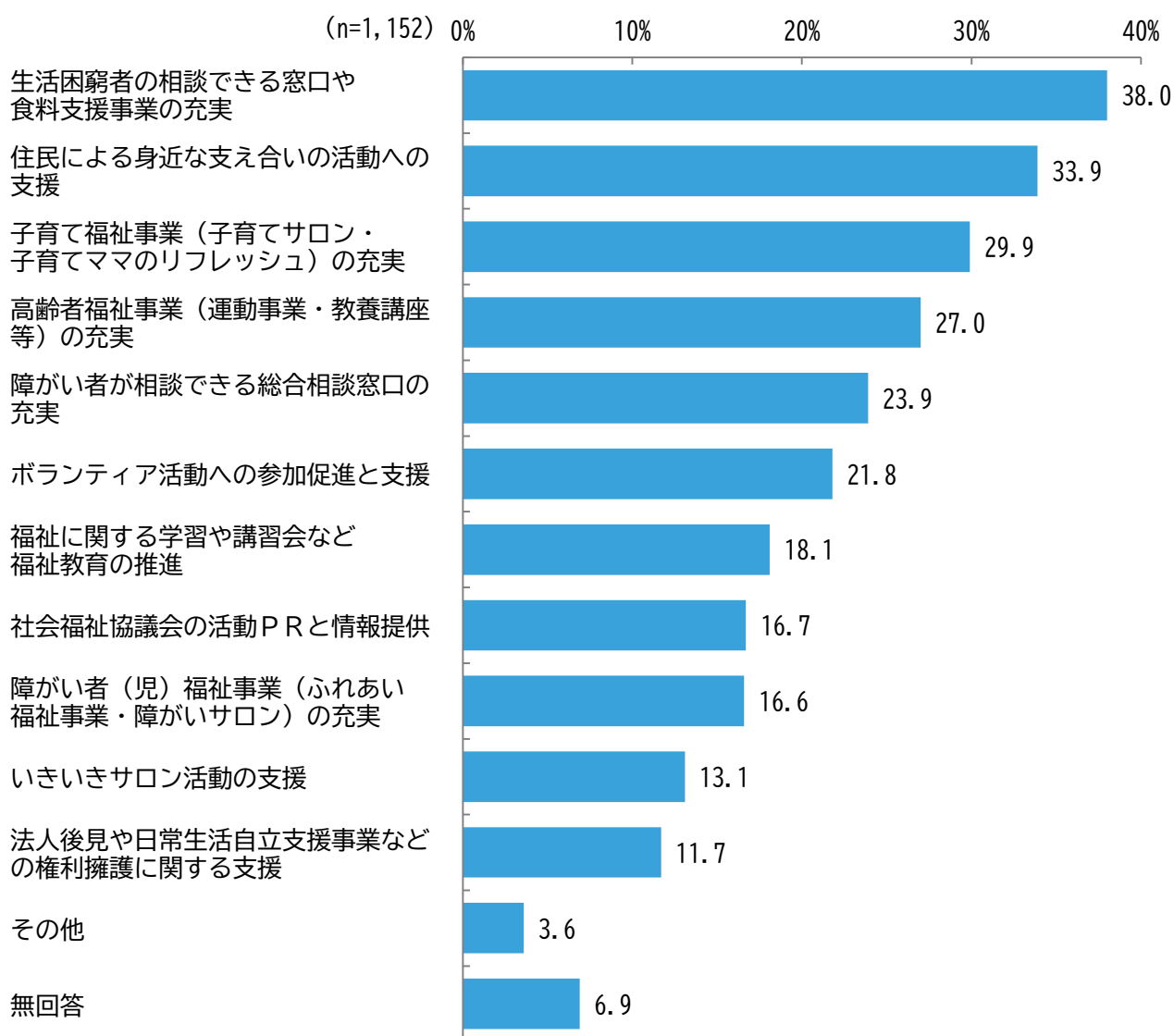
「あまり感じない」が31.7%と最も多く、次いで「やや感じる」が21.7%、「そう感じる」が14.0%などとなっています。



## (7) 甲斐市社会福祉協議会が行う活動や支援で充実してほしいもの

問 甲斐市社会福祉協議会が行う活動や支援のうち、あなたが今後、充実してほしいと思うものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

「生活困窮者の相談できる窓口や食料支援事業の充実」が38.0%と最も多く、次いで「住民による身近な支え合いの活動への支援」が33.9%、「子育て福祉事業（子育てサロン・子育てママのリフレッシュ）の充実」が29.9%などとなっています。

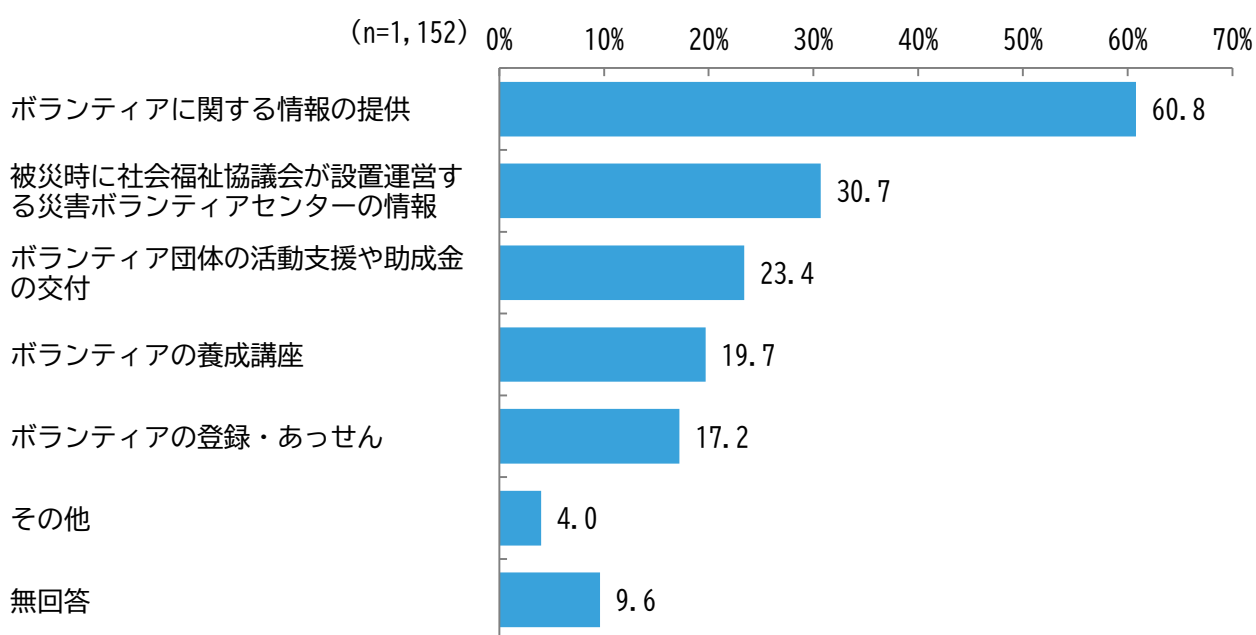


## (8) ボランティア活動に関して社会福祉協議会に望むこと

問 甲斐市社会福祉協議会で実施する配食サービスや災害ボランティアセンター等の事業には、多くのボランティアの人々に協力いただいております。あなたがボランティア活動に関して社会福祉協議会に望むことはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

「ボランティアに関する情報の提供」が60.8%と最も多く、次いで「被災時に社会福祉協議会が設置運営する災害ボランティアセンターの情報」が30.7%、「ボランティア団体の活動支援や助成金の交付」が23.4%などとなっています。



## ～アンケート結果からみる課題～

### ①社会福祉協議会の認知度

甲斐市社会福祉協議会の認知度をみると、「名前も聞いたことがない」が19.6%となっており、甲斐市社会福祉協議会を認知していない人が約2割となっています。また、「聞いたことがあるが活動内容は知らない」が50.3%であることを踏まえると、社会福祉協議会の事業を認知していない人は69.9%となっています。一方で、社協だよりを読んだことがあるかという問に対しては、「読んだことがある」が57.8%となっており、社会福祉協議会の事業認知度と社協だよりを読んだことがあると答えた割合に大きな乖離がみられます。

前計画の策定段階でも課題として挙げられていた社会福祉協議会の認知度向上に向けて、新たな手法による広報活動を検討する必要があると、また、事業の実施においても支援や活動の場において、実施主体が社会福祉協議会であることを周知できるような方策を検討する必要があります。

### ②地域福祉活動の認知度

地域福祉活動の認知度をみると、「知っている」と答えた割合が半数を超えている事業は「ふれあいいきいきサロン事業の支援」「生活困窮者の支援事業（相談窓口・食料支援等）」「配食サービス事業」「高齢者福祉事業（歩け歩け大会・運動会・教養講座等）」「赤い羽根共同募金 甲斐市支会事務局」「日本赤十字社 甲斐市地区事務局」の6つであり、全体の3分の1となっています。事業により認知のばらつきがあり、社会福祉協議会で実施している事業について広く周知を図るとともに、支援やサービスを必要とする可能性の高い住民をターゲットに情報を提供する等、重点を置いた情報発信を検討する必要があります。

### ③市民が必要とする支援

甲斐市社会福祉協議会が行う活動や支援で充実してほしいものをみると、「生活困窮者の相談できる窓口や食料支援事業の充実」「住民による身近な支え合いの活動への支援」が上位となっており30%を超えています。一方で、「法人後見や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する支援」は11.7%と最も少なくなっています。上位となっている項目を重点的に充実させることは必要ですが、法人後見等の制度については、制度の認知度自体が低いため、ニーズが正確に把握できなかった可能性があります。

また、ボランティア活動に関して社会福祉協議会に望むことについては、「ボランティアに関する情報の提供」が60.8%と最も高くなっています。近年では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的にボランティア活動やボランティア登録者数が減少しています。甲斐

市でも同様の傾向となっていますが、地域福祉活動の認知度において、「ボランティアセンター事業」が全体の半数未満、「ボランティア養成事業」が3割未満という状況から、広報・情報発信の点において課題がみられます。

現在でも、ボランティア活動の情報発信を実施している点を踏まえると、これまでとは異なる手法でボランティア団体の情報や活動状況を随時発信していくような仕組みを検討する必要があります。

#### ④課題の要点

以上により、課題の要点は「認知度と情報発信」であると考えられます。社会福祉協議会自体の認知度においても、市内で実施している事業・ボランティア活動等についても広報・情報発信の状況と市民の認知度が乖離していることから、新たな媒体を活用しての情報提供を検討する必要があります。特に、ボランティアの養成や地域での活動状況に関する情報発信は、世代を問わず幅広く周知を図ることで福祉の担い手の確保や地域住民との協働による情報発信等、活動の幅を広げる役割も期待できるため、より一層注力していく必要があります。

なお、新たな情報発信を導入するにあたっては、これまでの社協だよりとは異なる視点で情報をまとめ、定期的に発信・更新による認知度の向上を図る必要があるため、従来の情報発信では何が足りていないのか、市民や福祉関係者がどのような情報を求めているのかをより具体的に検討していく必要があります。



### 3. 第2次計画の評価

本計画の検討にあたって、前計画である「第2次甲斐市地域福祉活動計画」の評価検証を行いました。事業の実施状況や進捗報告を取りまとめ、施策体系の再検討や今後の事業の方針の検討資料として活用しています。

基本目標	1	ふれあい・支え合いの地域づくり
基本施策	1	頼られる社協づくり
活動方策	(1) (2)	地区支援体制の構築と専門性の発揮 情報の発信と共有
目指す方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化、社会的孤立の拡大による地域のつながりの希薄化に対応した基盤整備に向けて、住民相互のつながりの強化を支援する。</li> <li>● 支援や地域活動について必要な情報が行き届くよう、様々な媒体を利用して情報を発信するとともに、住民の意見聴取、関係機関との情報共有の推進を図る。</li> </ul>		
これまでの取り組み		課題
<p>○地区担当制による事業展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区別の担当職員の選任</li> <li>・ 地域課題の個別ニーズの把握、信頼関係の構築</li> <li>・ 地域の協力者、関係機関との連携強化</li> </ul> <p>○社協情報の発信、周知の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協だより、ホームページでの情報発信</li> <li>・ 福祉功労者、福祉ポスターの表彰</li> <li>・ 地域福祉活動計画の策定、公開、評価</li> </ul>		<p>○地区担当制による事業展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区ごとの生活支援コーディネーター配置のみで、関係機関との連携や個別ニーズの把握まで至っていない。</li> <li>・ 地域の福祉関係者のつながりを強化する専門性の高い人材が必要である。</li> </ul> <p>○社協情報の発信、周知の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌の印刷製本費が増大している。</li> <li>・ SNSの活用を含めた情報発信の充実が必要である。</li> <li>・ 社会福祉のつどい事業による周知の効果不明瞭である。</li> </ul>



▲ 甲斐市社協だより「かがやき」



基本目標	1	ふれあい・支え合いの地域づくり
基本施策	2	ふれあい・支え合い事業の展開
活動方策	(1)	地域の担い手の育成・支援
	(2)	ふれあい・支え合い事業の取り組み強化
目指す方向性		
<p>●お互いを尊重し助け合う地域の実現に向けて、福祉教育や啓発事業を通じて世代を超えた交流の機会を提供し、協力し合える関係の構築と、福祉活動・ボランティアの参加促進を図る。</p> <p>●災害時や緊急時に備え、避難時に支援を必要とする人の把握や情報共有を推進し、日頃からの地域住民による見守り・交流を図る。</p>		
これまでの取り組み		課題
<p>○福祉意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校での福祉教育</li> <li>・夏休み児童・生徒のボランティア体験</li> </ul> <p>○地域の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの運営</li> <li>・ボランティアの育成</li> </ul> <p>○地域の協力体制の構築・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手との協働による協力体制の構築</li> </ul>		<p>○福祉意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズや情勢に対応できるよう、福祉講話の充実が必要である。</li> <li>・ボランティア体験においても、児童・生徒の関心に合わせた内容の検討が必要である。</li> </ul> <p>○地域の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生・若年層のボランティアが不足している。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアのニーズと人材のバランスが崩れてしまっている。</li> </ul> <p>○地域の協力体制の構築・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の育成と合わせて、地域のニーズに対応できる体制を構築する必要がある。</li> </ul>



▲ 夏休みボランティア体験



▲ 地域のささえ合い活動



▲ 福祉教育

基本目標	2	暮らしを支えるサービスの利用促進と相談支援体制づくり
基本施策	1	情報提供と質の向上
活動方策	(1) (2)	福祉サービスに関する適切な情報提供 福祉サービスの質の向上
目指す方向性		
<p>●関係機関との連携及び福祉ニーズの共有により、サービスの適切な利用促進と利用者の生活課題の解決に努める。</p> <p>●社会福祉協議会が実施する福祉サービスの質及び従事者の資質向上と、各制度・サービスの周知や理解促進を通じての利用促進を図る。</p>		
これまでの取り組み		課題
<p>○連携強化によるサービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者を対象とした研修の実施</li> <li>・成年後見事業等、専門性の高い支援のスキル向上</li> <li>・地域の協力者、関係機関との連携強化</li> </ul> <p>○福祉サービスの周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス、事業の概要配布</li> <li>・パーソナルサポートセンターでの相談支援</li> </ul>		<p>○連携強化によるサービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度における中核機関や相談支援における連携等、新たな体制の取り組みが必要である。</li> <li>・専門員・生活支援員の体制強化が求められる。</li> </ul> <p>○福祉サービスの周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談から利用につなげるだけでなく、広報・啓発、地域へのアウトリーチが必要である。</li> </ul>



▲ こども食料支援



▲ 配食サービスボランティア

基本目標	2	暮らしを支えるサービスの利用促進と相談支援体制づくり
基本施策	2	相談支援体制の確立
活動方策	(1) (2)	気軽に相談できる各種相談窓口の充実 各種関係機関との連携強化
目指す方向性		
<p>●多様化する生活課題に迅速に対応できる相談支援体制を整備し、相談員の対応力を向上させることでサービスの適切な提供や関係機関との連携強化を図る。</p> <p>●複雑化する生活課題とニーズに対応できるよう、市、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、事業者、地域住民等、地域で暮らす一人ひとりが役割を担い、連携・協働できる仕組みを強化する。</p>		
これまでの取り組み		課題
<p>○相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の相談窓口の設置</li> <li>障がい者基幹相談支援センターにおける、障がいのある人やその家族を対象とした総合的な支援</li> <li>在宅介護支援センターにおける、在宅介護に関する相談支援及び市の地域包括支援センターと連携しての定期訪問・訪問調査</li> </ul> <p>○各専門機関・地域住民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者・関係者・関係機関との連絡会議の開催</li> <li>自立支援に向けた継続的な支援の実施</li> </ul>		<p>○相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者基幹相談支援センターでは、複合的な生活課題の相談や、数回の相談では解決が困難なケースも増加傾向にあり、相談員のスキルアップが求められる。</li> <li>在宅介護支援センターは、相談件数が減少傾向にある。</li> </ul> <p>○各専門機関・地域住民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関だけでなく、今後は民生委員・児童委員や地域住民が参加できる仕組みづくりが必要である。</li> <li>相談内容の複雑化に対応するため、関係機関との話し合いのもと、専門的な相談対応ができる体制を構築する必要がある。</li> </ul>



▲ 専門職による相談窓口

基本目標	3	社会参加の促進と交流できる居場所づくり
基本施策	1	社会参加の促進
活動方策	(1) (2)	介護予防のための社会参加 生きがいづくりのための社会参加
目指す方向性		
<p>●住民同士の助け合いや支え合いによる介護予防や生きがいの創出を図るため、一人ひとりが地域に貢献できるような社会参加の機会充実に努める。</p> <p>●住民一人ひとりが生きがいを持って健康的に生活できるよう、交流の場の設置や団体・ボランティアの働きかけによって地域活動の活性化を図る。</p>		
これまでの取り組み		課題
<p>○社会参加の促進と介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会・ウォーキング大会等の開催</li> <li>・地域課題や個別ニーズの把握、信頼関係の構築</li> <li>・地域の協力者、関係機関との連携強化</li> </ul> <p>○各世代を対象とした生きがいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者教養講座の開催</li> <li>・家族介護者や子育て世代を対象としたリフレッシュ事業</li> <li>・障がいのある人のふれあい・交流促進</li> </ul>		<p>○社会参加の促進と介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で開催が困難になった行事が多く、形式を変更して実施している。</li> <li>・高齢者の社会参加を支援するボランティアが不足している。</li> </ul> <p>○各世代を対象とした生きがいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施が困難となっている。</li> </ul>



▲ 高齢者歩け歩け大会

基本目標	3	社会参加の促進と交流できる居場所づくり
基本施策	2	仲間づくり・交流できる居場所づくりの展開
活動方策	(1) (2)	仲間づくり事業の推進 交流できる居場所づくりの展開
目指す方向性		
<p>●地域活動や広域での活動を通じて、同じ立場の人や世代を超えた交流を促進し、人と人とのつながりや絆を大切にしたい仲間づくりを推進する。</p> <p>●身近な地域で誰もが気軽に集まれる場を充実するとともに、身近な施設では交流する機会の少ない障がいのある人、子育て中の親子等を対象とした広域での居場所づくりを展開する。</p>		
これまでの取り組み		課題
<p>○仲間づくり事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つどいの場の充実</li> <li>・世代間交流の実施</li> <li>・老人クラブ等福祉団体の運営支援</li> </ul> <p>○居場所づくりの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域での交流事業の展開</li> <li>・障がいのある人・子育て世代等、同じ悩みを持つ人の広域的な交流事業の展開</li> </ul>		<p>○仲間づくり事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で開催が困難になった行事が多く、実施方法を検討している。</li> <li>・老人クラブ等福祉団体の会員が減少している。</li> </ul> <p>○居場所づくりの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加希望者も多いが、感染症対策の観点から実施できていない。</li> <li>・地域の担い手不足により、新規のサロンを増やすことができない。</li> </ul>



▲ 子ども食堂



▲ 子育てサロン



▲ 障がい児学童支援

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

甲斐市社会福祉協議会では、これまで「人と人がつながり安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、甲斐市と連携しながら様々な福祉サービスを展開してきました。

地域共生社会の実現に向けて、今後は市、関係団体、市民とのより一層の連携協働を図るとともに、希薄化する地域のつながりを再構築することで、多様化するニーズに対応できる支援体制の構築と、地域住民同士の助け合いによる福祉のまちづくりが必要となります。そのため、基本目標や施策の体系を再構築したうえで従来の基本理念を引き続き本計画の目指す理想の地域像として掲げ、今後の地域福祉活動の指針とします。

## 人と人がつながり 安心して暮らせる福祉のまちづくり



### 2. 基本目標

本計画においては、以下の3つを基本目標とします。

**基本目標1 未来へ「つなぐ」地域で支え合う絆づくり**

**基本目標2 地域が「つながる」誰もが安心して暮らせる仕組みづくり**

**基本目標3 社会に「つなげる」自分らしい生活ができる環境づくり**

**3つの“つながり”で地域共生社会の実現を目指します**

### 3. 施策の体系

## 人と人がつながり安心して暮らせる福祉のまちづくり

### 基本目標1 未来へ「つなぐ」地域で支え合う絆づくり

施策の方向（1）福祉意識の向上

施策の方向（2）支え合いの地域づくりの推進

施策の方向（3）ボランティア活動の推進

施策の方向（4）情報発信と組織運営の強化

### 基本目標2 地域が「つながる」誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

施策の方向（1）サービス提供による見守りネットワークの整備

施策の方向（2）相談支援体制の充実と連携

### 基本目標3 社会に「つなげる」自分らしい生活ができる環境づくり

施策の方向（1）権利擁護の推進

施策の方向（2）社会参加の促進

## 第4章 推進施策

### 基本目標1 未来へ「つなぐ」地域で支え合う絆づくり

#### 1. 福祉意識の向上

地域共生社会を実現していくためには、地域福祉の担い手である住民の福祉意識を高めていく必要があります。また、少子高齢化に伴い、地域の担い手となる若年層の意識をいかに高めていくかが、今後の地域福祉を発展させていくうえで重要です。福祉意識を高めるために、福祉の心の醸成、福祉活動の実践と定着を行うことで、福祉意識の向上につなげます。

##### (1) 福祉の心の醸成

- 市内小中高等学校等において、福祉講話や車いす高齢者疑似体験など福祉教育を行います。
- 市内小中高等学校等と連携し、夏休みのボランティア体験等をはじめとする体験型学習を充実させることで、福祉の心の醸成を図ります。

##### (2) 地域福祉の担い手育成

- 地域における福祉人材の育成を図り、社会福祉協議会や関係団体との連携を強化することで、地域の支援ニーズの把握や情報発信の充実を目指します。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
福祉教育	市内の小中高等学校等を対象に福祉に関する講話を開催し、福祉活動への関心を高めます。
夏休みボランティア体験	夏休み期間中にボランティア活動を体験できる機会を設けます。
ボランティア推進校	市内の小中学校をボランティア推進校として指定し、福祉の担い手を育成する支援を行います。
福祉の担い手養成事業	地域福祉の人材を育成し、地域の支援ニーズに対応できる体制を構築します。



## 2. 支え合いの地域づくりの推進

多様化する支援のニーズに対応するためには、市や社会福祉協議会、事業所が提供するサービスを活用しながら、必要に応じて近隣住民同士の支え合いや同じ課題を持つ住民同士の交流や情報交換も重要になります。地域活動や社会参加を通じて地域コミュニティが強化され、住民主体の相互支援体制が構築できるよう、地域住民との連携・協働を推進します。

### (1) 地域住民との協働による支援

- 地域ニーズを把握するとともに、地域住民と社会福祉協議会・関係団体の協力体制を構築します。
- 地域の福祉関係者やボランティア団体等への支援の充実を図ります。
- 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実する生活支援体制整備事業の充実を図ります。

### (2) 地域ネットワークの整備

- 住民主体の活動を支援することで地域コミュニティの活性化を図り、住民同士による相互の支援体制の構築に努めます。
- 社会参加の必要性について周知し、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、社会参加を促進していきます。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
支え合い活動の支援	生活におけるちょっとした困りごとを解決する、地域住民主体の地域の支え合い活動を推進するため、生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターを配置します。
地域ネットワークづくり	地域へ出向き、住民の困りごとを個別に必要な支援や住民活動等へつなげたり、関係機関や地域団体とのネットワーク化を図るために体制整備の検討を行います。

### 3. ボランティア活動の推進

ボランティアは地域福祉の重要な担い手であり、地域福祉を実現していくために必要不可欠な存在です。しかし、近年、ボランティアの高齢化等の様々な問題があるため、ボランティアをいかに支援していくかという視点が重要です。ボランティア活動を推進するとともに、担い手の育成を行っていきます。

#### (1) ボランティア活動の推進

- ボランティアセンターを運営し、センター機能を強化することで、地域のボランティア活動の活性化を図ります。
- ボランティア団体の活動をホームページや広報を通じて発信することで、ボランティアの活動を住民に周知していきます。
- 市や関係機関と連携して、ボランティア団体の活動拠点の充実を図ります。
- 災害等の発生時において、市内外のボランティアと被災した地域住民をつなぐ役割を担う災害ボランティアセンターの設置運営に対応します。

#### (2) ボランティアの育成

- ボランティアの養成講座やフォローアップを行い、ボランティアに関する意識や資質向上を図るとともに、ボランティア意識が高い住民の登録を進めます。
- ボランティアを希望する住民とボランティア団体をつなげることで、ボランティア活動を行う人材を確保していきます。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
ボランティアセンター運営事業	ボランティア団体の活動を支援するとともに、個人ボランティアの育成・確保に努めるほか、ボランティアに関する情報提供を行いボランティア活動を推進します。
ボランティアポイント	ボランティア活動の活性化を図るため、活動に対してポイントを付与する事業の拡充を図ります。

## 4. 情報発信と組織運営の強化

社会福祉協議会の運営維持・強化のためには、実施している事業を住民に周知し、事業への参加者の増加や活動状況の認知度向上を図る必要があります。また、今後は福祉ニーズの増加、多様化に対応するため、職員の育成や人材確保を通じて、対応力の向上と地域福祉の基盤強化が求められます。今後は新たな媒体を活用した広報の充実や社会福祉協議会の組織体制の強化を図り、地域住民に最も近い立場で地域福祉の推進に貢献します。

### (1) 周知・情報の啓発

- 社会福祉協議会が実施している事業について、ホームページや広報、SNS等の新たな媒体を活用した情報発信を行います。
- 住民の福祉ニーズに応じた掲載内容等を検討し、見やすく親しまれる広報づくりに努めます。

### (2) 社会福祉協議会運営の強化

- 適正な運営を行うための組織体制を整備するとともに、自主財源の確保に努めます。
- 職員研修会の充実や、より専門性の高い人材の育成・確保に努め、多様化する福祉のニーズに対応していきます。
- 災害時や緊急時の事業継続に向けた体制の構築及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備について、市の担当部局やその他関係各課、市内の関係団体等と協議を進めます。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
社協周知活動	広報誌等を通じて社会福祉協議会の活動や、ボランティアなど福祉に関する情報を発信します。
法人運営事業	法人の役員会等の開催、自主財源確保、職員の福利厚生等法人全体の運営の安定を図ります。

## 基本目標2 地域が「つながる」誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

### 1. サービス提供による見守りネットワークの整備

少子高齢化の進行による地域福祉の担い手不足等により、地域における見守りが困難になっているため、様々なサービスを用いた地域の見守り力の向上は必要不可欠です。また、サービスを充実させるだけでなく、住民がサービスを使えるように利用促進という視点も重要となっています。見守り・支援体制の推進、サービス利用促進を通じて、サービス提供による見守りネットワークの強化を推進します。

#### (1) 見守り・支援体制の推進

- 高齢者等の安否確認やひきこもりを防止するために、配食サービス等の様々な見守りサービスを展開していきます。
- ボランティア等と連携した見守り体制の整備を図ります。

#### (2) サービスの利用促進

- 支援を必要としている人に必要なサービスが提供できるよう、わかりやすい情報発信方法の充実やSNS等の新たな媒体を用いた情報発信を行います。
- 住民ニーズを把握し、新たなサービスを検討していきます。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
配食サービス	見守りを兼ねた夕食の配食サービスを行い、定期的な安否確認を行います。
日常生活支え合い事業	一人暮らし高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとに対応するためボランティアを派遣し支援します。
子ども支援事業	子どもの居場所づくりや孤食の防止を目的とした子ども食堂等の事業に取り組みます。

## 2. 相談支援体制の充実と連携

サービスを必要としている人をいかにサービスに結び付けるかという課題を解決するためには、気軽に相談でき、適切に支援につなげていくことができる相談支援体制が必要です。また、近年、生活困窮やひきこもり、孤立死、ヤングケアラー等「制度の狭間」の問題が増加しており、包括的な相談支援体制をいかに構築するかという視点も重要となっています。相談支援体制の整備と関係機関との連携の強化、相談員の資質向上を通じて、相談支援体制の充実と連携を推進していきます。

### (1) 相談支援の整備と関係機関との連携強化

○地域や関係機関と連携を強化することで、ワンストップで対応可能な包括的な相談支援体制の充実を図ります。

### (2) 相談員の資質向上

○多様化・複雑化する地域課題に対応できるよう、専門相談員や専門職の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知を行います。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
障がい者基幹相談支援センター	障がいのある人とその家族の地域生活を総合的に支援します。
在宅介護支援センター	高齢者の相談窓口として、高齢者やその家族のニーズに合わせて適切な相談支援を行います。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等を対象に、自立に向けた継続的な支援を実施します。 また、必要に応じ、企業・家庭等から提供を受けた食品等を活用し、自立の補助として支援を行います。
生活福祉資金貸付相談事業	低所得者世帯等に、自立と生活の安定を目的とした資金の貸付相談を行います。

## 基本目標3 社会に「つなげる」自分らしい生活ができる環境づくり

### 1. 権利擁護の推進

近年のライフスタイルの変化や地域におけるつながりの希薄化等により、地域課題は複雑化しています。その中で、地域で自分らしい生活を営むためには、だれもがお互いに理解し、尊重し、それぞれの視点に立った、個人の権利が守られる地域を構築する必要があります。権利擁護の推進を図ることで、自分らしい暮らしができる地域づくりを推進します。

#### (1) 権利擁護の推進

- 社会福祉協議会で行っている法人後見事業の充実を図るとともに、成年後見制度に関する更なる調査・研究を進め、体制を整備していきます。
- 日常生活自立支援事業を充実し、個々に応じた支援を展開していきます。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
法人後見事業	判断能力が不十分で個人では受任が困難な場合や、適切な後見人等がないことで、地域での生活が困難となる人を、社会福祉協議会の職員の連携による専門性・継続性を活かし、法律的に支えています。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。



## 2. 社会参加の促進

地域とのつながりが希薄化しているなか、地域において住民が気軽に集まることができ、交流できる場を整備していくことは、地域におけるつながりを深めるために重要です。また、居場所と交流の場は、高齢者等のひきこもり解消にもつながっていきます。居場所づくりの支援や交流の場と地域活動の充実を展開し、居場所と交流の場を確保していきます。

### (1) 居場所づくりの支援

- いきいきサロン等のこれまで実施してきた居場所づくり活動への支援を行います。
- 住民のニーズを把握し、必要とする居場所の創出を検討します。
- 居場所に関する情報を発信することで、気軽に参加しやすい環境を整備します。

### (2) 交流の場と地域活動の充実

- 高齢者や子育て世代といったターゲットに対し、各々のニーズに応じた交流の場や地域活動の場の充実を図ります。
- 性別や年代、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に交流でき、参加できる交流の場や地域活動の場を展開していきます。
- 高齢者の社会参加の促進と交流の場として、老人クラブの活性化を図るため老人クラブ連合会の支援を行います。

#### 【実施事業】

主な事業	内 容
いきいきサロン支援事業	高齢者の閉じこもり防止のため気軽に集まることができ居場所づくりである地域のいきいきサロンを支援します。
高齢者事業	高齢者が学びや運動を通じて他の住民と交流を深める講座や集いの場の充実を図ります。
子育て支援事業	市内の未就園児やその保護者同士の交流の場として、子育てサロン等を実施します。
障がい児者支援事業	障がいのある人の社会参加のための各種交流事業等を行います。
家族介護者交流事業	介護に携わる人同士の交流を図り、情報交換や悩みを打ち明けられる機会を設けます。

## 第5章 計画の推進にあたって

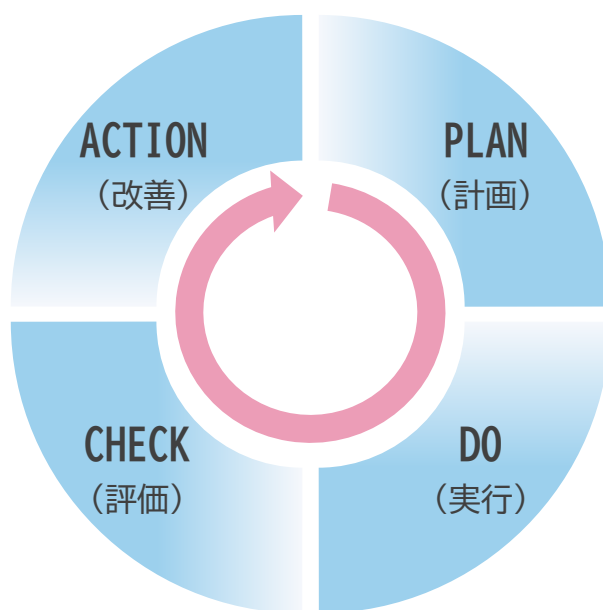
### 1. 計画の推進体制

多様な地域課題や住民ニーズに対応した地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめとする一人ひとりができることから取り組むことが重要であるとともに、地域を構成する様々な団体等や行政とが連携して取り組み、協働することが不可欠です。

地域住民や関係団体等が地域福祉に関わるそれぞれの活動に自主的・積極的に地域福祉活動に参加できるよう、分かりやすい情報の提供など必要な支援を行い、計画に取り組んでいきます。

### 2. 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、提供する福祉サービスの進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、「第3次甲斐市地域福祉活動計画評価委員会」において計画に基づく取り組みの実施状況を検証し、計画の推進状況を把握していきます。





## 資料編

# 1. 事業一覧表

- 基本目標1 未来へ「つなぐ」地域で支え合う絆づくり
- 基本目標2 地域が「つながる」誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
- 基本目標3 社会に「つなげる」自分らしい生活ができる環境づくり

取り組み	事業	事業内容	基本目標1 「つなぐ」	基本目標2 「つながる」	基本目標3 「つなげる」
各種相談に関する取り組み	生活の困りごとの相談				
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う。		◎	
	パーソナルサポートセンター事業	生活困窮者等を支援するため、企業・家庭等から提供を受けた食品等を活用した生活支援を実施する。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施している子どもの食料支援を状況に応じて実施する。		◎	
	生活福祉資金支援事業	山梨県社会福祉協議会で実施する生活福祉資金貸付の相談支援を行い、その世帯の安定と自立に向けた生活支援を行う。		◎	
	福祉金庫貸付事業	緊急かつ他制度の利用が困難な方に対し、償還能力が認められる方に限り、社会福祉協議会独自の貸付を行う。		◎	
	権利擁護に関する相談				
	成年後見事業	判断能力が不十分な方の権利擁護の取り組みをより推進していくために法人後見事業を行う。			◎
	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方が地域で安心して自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類等の預り等を行う支援員の派遣及び基幹的社協としての役割を担う専門員を配置する。			◎
	障がいに関する相談				
	障がい者基幹相談支援センター	障がいのある人とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる窓口業務を行う。		◎	
	高齢者に関する相談				
	在宅介護支援センター事業	高齢者やその家族の相談を受け、市包括支援センターや関係機関と連携を図り、必要に応じて訪問や支援を行う。		◎	

取り 組み	事業	事業内容	基本 目標1 「はな び」	基本 目標2 「つな がる」	基本 目標3 「つな げると る」
ボランティア活動への取り組み	ボランティアセンター事業	①ボランティアセンター運営事業 ボランティアの登録・紹介・情報発信、ボランティア保険の加入促進やボランティアセンターの運営を行う。 ②ボランティア担い手支援事業 ボランティアの養成講座の開催や登録ボランティア団体の活動支援を行う。 ③夏休み児童・生徒のボランティア体験 児童・生徒が夏休みの期間を利用して様々なボランティアを体験できる事業を実施する。 ④ボランティア団体育成助成事業 ボランティア登録団体の活性化を図るため、助成金を交付する。 ⑤声の広報作成事業 視覚障がいのある人等に市広報誌及び社協だよりかがやきを「声の広報」として録音し配布する。 ⑥福祉教育 小中高校等において、車いす体験・福祉講話など福祉教育推進のための事業を実施する。	◎		○
	ボランティア活動推進校補助金事業	市内の小中高等学校を対象にボランティアの理解を深め福祉の心を育てることを目的に補助金を交付する。	◎		
	社協ボランティアポイント事業	社会福祉協議会の事業に協力してくれるボランティアに対し、活動意欲の向上とガソリン代などの実費負担の軽減を目的に、社会福祉協議会独自のボランティアポイントを付与する。	◎		○
	災害ボランティアセンター整備事業	災害時に備え災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施する。また、災害ボランティアセンター協力員のスキルアップを図るため、協力員会議を開催する。	◎		

取り 組み	事業	事業内容	基本 目標1 「 <b>つなぐ</b> 」	基本 目標2 「 <b>つながる</b> 」	基本 目標3 「 <b>つなげる</b> 」
高齢者のための取り組み	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを設置し、2層協議体及び3層レベルでの活動の支援等を行い、住民主体の地域の支え合い活動の活性化を図る。	◎		
	配食サービス事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、手作りのお弁当を配布し、見守り・安否確認を行う。		◎	
	日常生活支え合い事業 (ちょこつと応援サービス)	高齢者世帯等へ日常的な困りごとを支援するボランティアを派遣し地域生活を手助けする。		◎	
	いきいきサロン地区 支援事業	閉じこもりや介護予防を目的とした、いきいきサロンを実施している地区の支援のため、補助金の交付やサロンに役立つ道具の貸し出しなどを行う。担い手の支援としてサロン連絡会、リーダー養成講座を実施する。			◎
	高齢者運動会事業	運動指導を取り入れた介護予防のための社会参加事業として、高齢者の運動会を実施する。			◎
	健康ウォーキング事業	①高齢者歩け歩け大会 体力づくりや交流を目的とした歩け歩け大会を実施する。 ②ウォーキング講座 正しい歩き方指導などを取り入れた歩き方講座を開催する。			◎
	ねんりんピック支援事業	いきいき山梨ねんりんピックの出場者に対して補助金を交付するなど出場者に対する支援を行う。			◎
	高齢者教養事業	指先を使うことで認知症予防や介護予防にも効果がある健康マージャン大会や新たな趣味づくりにつながる講座を開催する。			◎
	介護支援ボランティア 事業	高齢者が介護予防を兼ねた社会参加を促進するため、施設等でのボランティア活動に対し、ポイントを付与する事業を行う。	◎		

取り組み	事業	事業内容	基本 目標1 「つなぐ」	基本 目標2 「つなげる」	基本 目標3 「つなげる」
障がい者のための取り組み	障がい児学童支援事業	夏休みなどの長期休暇の間、障がいのある児童を対象に、各種講座の開催や外出事業などを実施する。	◎		
	ふれあい福祉事業	障がいのある人を対象に、スポーツ事業や親睦交流事業、社会参加イベントを実施する。			◎
子育て世代への取り組み	子育て支援事業	未就園児と保護者が一緒に楽しめる場の提供を目的に「子育てサロン」を実施。また、子育て中の方がイベントなどを通して情報の交換やリフレッシュするためのリフレッシュ事業を実施する。			◎
	子ども食堂	学校や家庭以外の子どもの居場所として、孤食の解消や交流・体験の場となり、見守りの役割を果たす場所として子ども食堂を開催する。		◎	
介護者への取り組み	家族介護者交流事業	在宅で介護している方の日頃の悩み相談や交流を図るために、介護体験談を話し合う座談会やリフレッシュ講座を実施する。			◎
福祉団体の支援	福祉団体支援事業	①老人クラブ支援事業 甲斐市老人クラブ連合会の事務局として団体の支援を行うとともに団体活動助成金の交付を行う。 ②遺族会 甲斐市遺族会の事務局として団体の支援を行うとともに団体助成金の交付を行う。 ③障害者福祉会 甲斐市障害者福祉会へ団体助成金の交付を行う。			◎

取り組み	事業	事業内容	基本 目標1 「か が や き」	基本 目標2 「つ な が る」	基本 目標3 「つ な げ る」
自治会活動の支援	地域福祉推進事業助成事業	住民主体の福祉事業への支援として自治会に対して助成金を交付する。			◎
社協周知事業	社協周知事業	社会福祉協議会の活動やボランティアなど福祉に関する情報発信を行う。 ①社協だより「かがやき」を発行 ②社会福祉協議会ホームページの更新 ③SNSを通じての情報発信	◎		
	社会福祉のつどい	ボランティア等の福祉功労者を表彰し、地域福祉について理解を深めるため社会福祉大会を開催する。	◎		
その他	福祉バス運行事業	社会福祉協議会又は甲斐市主催事業等に伴う福祉バスの運行を行う。		◎	
	車いす・福祉車両貸出事業	車いすや福祉車両の必要な方に、貸出要綱により貸し出しを行う。		◎	
	共同募金会事業	山梨県共同募金会甲斐市支会事務局として、市内の個人・法人・学校等の募金活動を行う。また、市内の福祉施設の配分申請の窓口業務を行う。	○		
	日本赤十字社事業	日本赤十字社甲斐市地区事務局として、活動の周知活動や会費納入の依頼等を行う。 また、赤十字奉仕団の活動支援を行う。	○		
	法人運営事業	理事会・評議員会を開催し、適正な法人運営を行う。 また、職員体制の整備や福利厚生・研修等を実施する。	◎	○	○

## 2. 策定の経過

月 日	項 目
令和3年 6月1日～28日	アンケート調査
7月13日	第1回策定委員会（委員委嘱、スケジュール、事業検証）
8月6日	団体との意見交換会（甲斐市老人クラブ連合会）
9月14日	第1回職員ワーキング会議（委嘱、スケジュール、事業検証）
9月21日	団体との意見交換会（甲斐市ボランティア協議会）
9月30日	団体との意見交換会（障がい者関係団体）
12月7日	第2回職員ワーキング会議（素案の協議）
12月21日	第2回策定委員会（素案の協議）
令和4年 1月5日	関係者等への素案提示
1月12日～2月8日	パブリックコメント実施
2月22日	第3回策定委員会（最終内容協議、成案）
3月15日	理事会（承認）
3月24日	評議員会（承認）

### 3. 第3次地域福祉活動計画策定委員名簿

役 職	氏 名	所 属
	田辺 泰明	自治会連合会
委員長	中村 直明	民生委員児童委員協議会
	松本 剛	ボランティア協議会
副委員長	小宮山 正美	児童施設代表
	三枝 やよい	高齢者施設代表
	小松 宏	障害者施設代表
	小野 善章	老人クラブ連合会
	小林 教夫	障害者福祉会
	望月 裕	青少年育成市民会議
	箭本 太	市福祉課長
	早川 英彦	市障がい者支援課長
	小池 清美	市長寿推進課長
	戸澤 文香	市子育て支援課長

(敬称略)



## 4. 第3次甲斐市地域福祉活動計画職員ワーキング部会名簿

役 職	氏 名	所 属
代表	伊藤 達郎	市福祉課 福祉総務係長
	田邊 誠	市福祉課 保護支援係長
副代表	樋川 浩一	市障がい者支援課 自立支援係長
	金子 智奈美	市障がい者支援課 生活支援係長
	井上 千悦子	市長寿推進課 長寿あんしん係長
	輿石 文明	市長寿推進課 介護保険係長
	藤原 布美	市長寿推進課 介護予防推進係長
	大木 貴子	市子育て支援課 子育て支援係長
	雨宮 周太	市社会福祉協議会 地域福祉係長
	河西 恵美子	市社会福祉協議会 地域サポート係長
	内藤 寿美子	市社会福祉協議会 生活支援係長
	坂本 大輔	市社会福祉協議会 基幹相談支援センター

## 5. 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### 社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、地域社会を基盤とした福祉を推進することを目的とする社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、計画に関する必要な事項について調査研究及び協議し、計画の策定を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 自治会連合会関係者
- (2) 地域福祉推進組織関係者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) 当事者団体関係者
- (6) 地域教育推進組織関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他会長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱した日から計画が策定される日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(職員ワーキング部会)

第6条 委員会の円滑な運営に資するために職員ワーキング部会を置く。

- 2 職員ワーキング部会は、市役所関係課及び社協の職員により構成する。
- 3 職員ワーキング部会は、委員長から依頼された事項を調査検討し、経過及び結果について委員会に報告するものとする。
- 4 職員ワーキング部会に代表及び副代表を1名置く。
- 5 代表及び副代表は職員ワーキング部会員の互選とする。
- 6 職員ワーキング部会の会議は、代表が招集する。
- 7 職員ワーキング部会員の任期は、委嘱した日から必要な事項の審議、検討が終了するまでの期間とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会福祉総務係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

## 第3次甲斐市地域福祉活動計画

令和4年3月

発行：社会福祉法人 甲斐市社会福祉協議会

〒400-0123

山梨県甲斐市島上条3163

（敷島保健福祉センター内）

電話：055-277-1122

FAX：055-277-1284

ホームページ：<https://kaishakyo.or.jp>



この冊子の一部には、赤い羽根共同募金配分金が使われています。

